

レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起 (地方公共団体向け)

令和6年12月25日
個人情報保護委員会

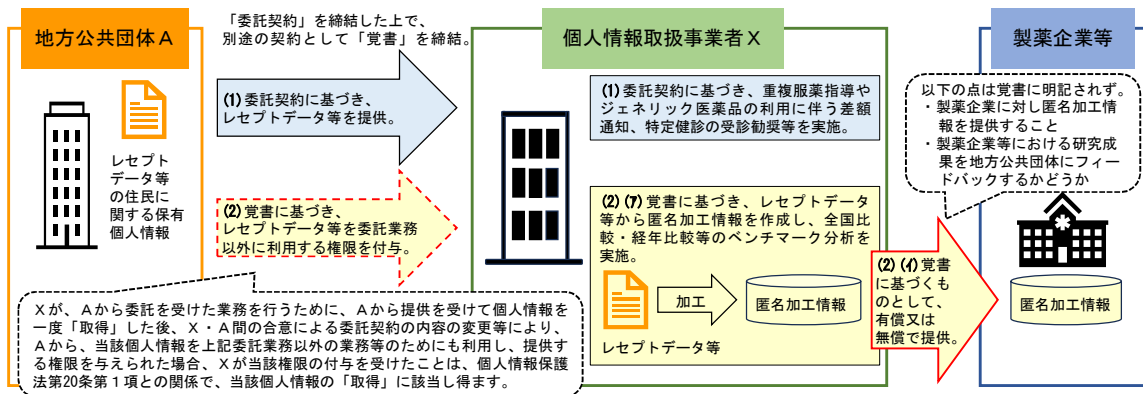
1 概要

今般、個人情報保護委員会の調査により、地方公共団体の保有個人情報であるレセプトデータ等に関し、次のような事案があることが判明しました。これについて、調査・検討の結果、いくつかの個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）上の問題となり得る点がありましたので、周知いたします。

地方公共団体が、レセプトデータ等の保有個人情報を活用したデータヘルス計画の策定等を行うこと自体を否定するものではありません（後記3参照）が、個人情報保護法の規定及び本注意喚起に十分御留意いただき、適切に事務や事業を実施していただきますようお願いいたします。

(事案の概要)

- (1) 地方公共団体Aは、個人情報取扱事業者Xとの間で、例えば、重複服薬指導等の業務を委託する契約を締結し、当該委託契約に基づき、個人情報取扱事業者Xに対し、保有個人情報である住民のレセプトデータ等を提供した。
- (2) その後、地方公共団体Aは、個人情報取扱事業者Xとの間で、当該委託契約とは別に「覚書」を締結した。個人情報取扱事業者Xは、当該覚書に基づき当該レセプトデータ等を委託業務以外の業務等のためにも利用し、又は提供する権限の付与を受け、実際には次のことを行った。
 - (ア) 地方公共団体における保健事業やデータヘルス計画の取組として、レセプトデータ等から匿名加工情報を作成し、全国比較・経年比較等のベンチマーク分析を行うこと
 - (イ) 当該匿名加工情報を製薬企業及び学術研究機関等（以下「製薬企業等」といいます。）に有償又は無償で提供すること
- (3) 上記(2)(イ)に関し、個人情報取扱事業者Xが製薬企業に対し匿名加工情報を提供すること、また、提供先の製薬企業等における研究成果を地方公共団体Aにフィードバックするかどうかについては、当該覚書に明記されておらず、地方公共団体Aが個人情報取扱事業者Xからこれらの点について十分な説明を受けた証拠等は発見されなかった。



2 地方公共団体における留意点

(1) 個人情報の利用目的の特定

個人情報保護法第 61 条第 1 項において、行政機関等（地方公共団体を含みます。以下同じ。）は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができることとされ、かつ、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています。

本事案においては、そもそも保有する個人情報であるレセプトデータ等の利用目的を特定していない地方公共団体もありました。個人情報を保有する場合に利用目的を特定していないことは個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定違反になる可能性があります。地方公共団体においては、まずレセプトデータ等を含む保有個人情報の利用目的をできる限り特定してください。

(2) 利用目的のための利用・提供かどうかの検討

個人情報保護法第 69 条第 1 項において、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされています。

なお、レセプトデータ等の利用目的としては、「保健事業のため」、「国民健康保険事業運営のため」等と特定している例が多く見受けられます。

地方公共団体は、保健事業やデータヘルス計画への取組の実施に当たり、個人情報取扱事業者を活用し、例えば、委託事業や共同事業の成果物を地方公共団体の保健事業の計画立案、データヘルス計画の策定等に活用しています。なお、効果的かつ効率的な保健事業のためには、PDCA サイクルに沿った事業運営が重要です。当該個人情報取扱事業者における課題分析だけにとどまらず、分析結果が各保険者（地方公共団体等）に還元され、保健事業の着実な実施や健康課題の解決につながられるように御留意ください。実際には、地方公共団体は、レセプト情報等の分析結果に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題等を明確にして、目標値の設定を含めた事業内容の企画・実施・評価

を行っています（令和6年12月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡参照）。

上記を踏まえると、地方公共団体が第三者にレセプトデータ等を提供するだけ、又は、当該第三者において分析するだけで結果を還元しないといった行為は、地方公共団体における保健事業やデータヘルス計画の取組とは必ずしもいえないと考えられます。

したがって、地方公共団体が、保有個人情報であるレセプトデータ等について、個人情報取扱事業者に対して取扱いの委託をし、その後、別途覚書締結により、当該個人情報取扱事業者において、当該レセプトデータ等を元に匿名加工情報を作成した上で保持・管理し、製薬企業等の第三者に提供するといったケースでは、上記一連の個人情報、匿名加工情報及び覚書に基づく研究成果等の成果物の取扱いが、地方公共団体が当初特定した当該レセプトデータ等の利用目的以外の利用又は提供にならないかについて、上記事務連絡も踏まえて、地方公共団体において十分に検討してください。

(3) 個人情報取扱事業者との契約内容の十分な協議等

地方公共団体が、個人情報取扱事業者との間において、保有個人情報の取扱いについて契約を締結する場合、契約の当事者として、契約前に十分な説明を受け、十分な協議を行い、共通の認識を得た上で、契約を締結することが重要です（個人情報取扱事業者が匿名加工情報を製薬企業等に提供することを予定している場合には、個人情報取扱事業者と製薬企業等との間でどのような契約が締結されるのかについても説明を受けることが望ましいと考えます。）。

本事案においては、匿名加工情報を製薬企業へ提供することや製薬企業等での研究成果等の成果物のフィードバック（還元方法）の在り方について覚書に明記されておらず、地方公共団体と個人情報取扱事業者の認識に齟齬があり、上記(1)及び(2)との整合性についても十分意識的に確認されていない例が多く見受けられました。

保有個人情報の「本人」である住民の権利利益に関わるような、契約の前提となる重要な事項については、協議内容を書面に取りまとめ双方が確認することが望ましいと考えます。

また、住民に対する透明性の確保の観点から、契約書の内容についても曖昧なものではなく、個人情報保護法に則った適切な内容としてください。

3 （補足）レセプトデータ等の保有個人情報の活用

(1) 保健事業の実施におけるレセプトデータ等の活用

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）において、地方公共団体は、保健事業の運営に当たり

- ・ よりきめ細やかな保健事業を行うために委託事業者を活用することも可能であること
- ・ 委託を行う際には、効果的な事業が行われるよう、委託事業者との間で、

保健事業の趣旨や被保険者への対応について、事前に十分に協議を行い、共通の認識を得ておくこと

等に留意することが規定されています。

(2) レセプトデータ等の活用と個人情報保護法との関係（個人情報の有用性と個人の権利利益の保護のバランス）

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています（個人情報保護法第1条）。

データヘルス計画については、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）においても第3期データヘルス計画を見据え、エビデンスに基づく保健事業を推進するとされているなど、その推進は政府の重要な取組であるとともに、地方公共団体による保健事業の実施等に基づくレセプトデータ等の利用及び提供は、住民の健康増進や疾病予防に役立つものであり、利用方法や態様によっては、公益に資することが想定されます。

したがって、個人情報保護委員会としても、地方公共団体が委託等によりレセプトデータ等を分析・研究し、その結果をデータヘルス計画の策定等に反映させるといった保有個人情報の活用自体を否定することは意図していません。

(3) 個人情報保護法以外の関係法令の確認や関係省庁への確認

具体的な保有個人情報の利活用に関する個人情報保護法以外の法令や制度との関係については、必要に応じ、当該法令や事務に関する所管省庁等とも相談の上、整理を行っていただくようお願いします。

(4) おわりに

本件に限らず、各地方公共団体におかれては、改めて、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」といいます。）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」といいます。）の規定に留意し、利用目的の特定、個人情報ファイル簿の作成、保有個人情報の安全管理措置など、必要な措置¹を確実に講ずるようお願いします。

以上

¹ 個人情報保護法第70条は、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」と規定しています。事務対応ガイド4-5-5等を御参照いただき、「必要があると認めるとき」には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める方法も考えられます。

(参考)

地方公共団体における保有個人情報の利用に関する個人情報保護法の規定

1 利用目的の特定（個人情報保護法第 61 条第 1 項）

(1) 法律及びガイドラインの規定

ア 個人情報保護法第 61 条第 1 項において、行政機関等は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができるとされ、かつ、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています。

イ この点について、事務対応ガイド 4-1 では、個人情報が無限定に取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要であり、「利用目的」は、保有から利用及び提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素であるとされています。

ウ また、ガイドライン 5-1 では、行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならないとされており、この際、行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならないとも規定されています。

(2) 利用目的の特定の意味

法令やガイドライン等において、地方公共団体における住民の保有個人情報の取扱いにおける利用目的の特定は非常に重要なこととされていますが、このように、個人情報保護法が利用目的をできる限り特定することを重要とする趣旨は、個人情報の取扱いの透明性を確保することにあります。

地方公共団体において保有個人情報の利用目的をどの程度具体的に記載するかどうかについて迷う場合には、当該保有個人情報の「本人」である住民が、その利用目的を知った際に、自己の個人情報がどのように利用されるかを合理的に予測・想定できるか否かという点を基準に、どのような特定の程度・方法が適切かをよく検討し、御判断いただくようお願いします。

また、地方公共団体が、一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定しなければならないことに注意してください。

2 利用目的による利用及び提供の制限（個人情報保護法第 69 条第 1 項）

(1) 法律及びガイドラインの規定

ア 個人情報保護法第 69 条第 1 項において、行政機関の長等は、法令に基づ

く場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされています。

イ ガイドライン 5-5 のとおり、保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用され、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させます。そこで、個人情報保護法は、行政機関の長等に対し、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定しているのです。

(2) 利用目的による制限の意味

このようなガイドラインの記載からも分かるように、利用目的による制限は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことを禁じ、個人情報がみだりに取り扱われることを制限することを通じて、本人の権利利益の侵害を未然に防止しようとするものです。

地方公共団体におかれては、利用目的規制の重要性を念頭においた上で、保有個人情報を利用又は提供していただきますようお願いいたします。

以 上